

きょうと食の安心・安全アクションプラン（平成16年度～）

～消費者の目線に立って「食」の安心・安全対策を進めます～

府民共通の願いである食の安心・安全確保のため、府内で生産、流通、消費される食品について、情報公開の促進を基本に、①安心・安全の基盤づくり、②安心・安全の担保、③信頼づくり、④体制づくりの4つの取組を、生産者・事業者、消費者、行政の協働により、推進しています。

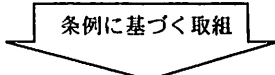
■平成17～19年度の取組と成果

◆「京都府食の安心・安全推進条例」の制定（平成17年12月）

【ねらい】
生産から消費に至る食の安心・安全確保の取組を、府民全体で支える仕組みを構築

【主な内容】

- 基本理念 府民の健康の保護が最も重要
- 主な施策
 - ・食の安心・安全行動計画の策定・公表
 - ・食品関連事業者の安全性向上への取組を支援
 - ・情報公開の徹底と府民参画
 - ・法律を補完する緊急時の措置の強化



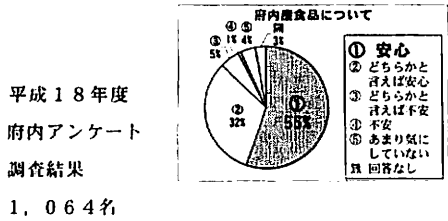
17年度	京都版品質管理手法の構築	府民との情報共有化・府民参画の推進	コンプライアンスの啓発
	「京の食品安全管理プログラム」*を構築し、「導入の手引」を作成 *HACCPの考え方を取り入れた品質管理手法	食品の安全確保の取組や食品のリスク情報を消費者に提供するため、「セミナー」、「座談会」や「意見交換会」を開催（⑱、⑲も引き続き開催）	生産者・事業者における法令順守（コンプライアンス）・社会的役割を啓発するため「きょうと食品事業者行動規範の手引」を作成

* HACCP（ハザップ）：危害分析重要管理点方式

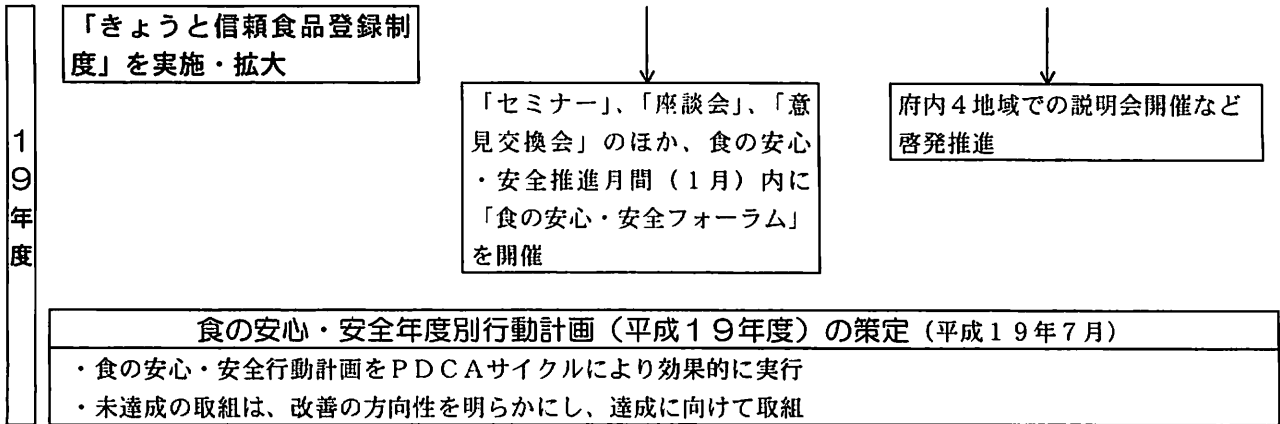
18年度	「きょうと信頼食品登録制度」を構築・実施	(開催回数)																
	「京の食品安全管理プログラム」を導入し、生産・製造情報を開示する食品を登録し、府民に情報提供する制度を構築し、登録開始	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>食の安心・安全セミナー</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>食に関する座談会</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>府民・団体との意見交換会</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> </table>		⑰	⑱	⑲	食の安心・安全セミナー	5	5	5	食に関する座談会	12	11	8	府民・団体との意見交換会	7	14	4
	⑰	⑱	⑲															
食の安心・安全セミナー	5	5	5															
食に関する座談会	12	11	8															
府民・団体との意見交換会	7	14	4															

食の安心・安全行動計画（平成19～21年度）の策定（平成18年12月）

- ・食の安心・安全確保に関する施策の目標及び内容について定めた総合計画を策定
- ・個別取組の3年間の計画数値とその算定根拠を明示。

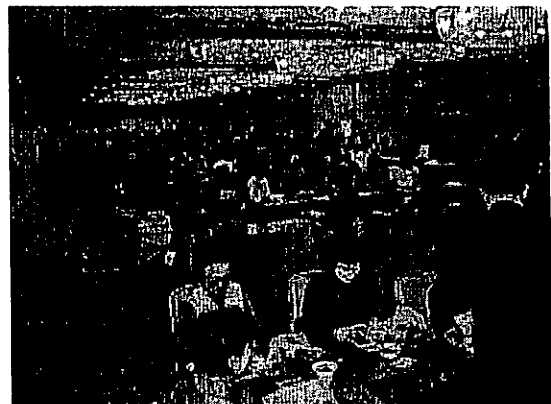


◆平成21年度
府内産食品を安心であると感じる府民の割合「7割」以上にします。



■平成20年度の取組予定

- 「食の安心・安全行動計画」に基づく総合的な取組の推進
- 「きょうと信頼食品登録制度」の登録拡大
- 食品関連事業者に対する「食品表示」に関する研修会の開催
- メールマガジンや協力店舗の広告チラシなど多様な広報媒体を活用して、食に関する情報の共有化を促進
- 消費者団体・生産者団体と連携した「食の安心・安全フォーラム」の開催



【食の安心・安全フォーラム（平成19年度）の開催状況】

京都府食の安心・安全推進条例案の概要

条例制定の背景・目的（前文）

- 食は、命と健康を支え、人が生きていく上での基本。健康を維持するために、食の安全性の確保は不可欠で、その安全性を信頼し、安心感を得て初めて健やかな食生活を営むことができる。
- 食の安全性を脅かし、安心感を損なう事態が相次ぐ中で、この事態に対処し、食の安心・安全を確保することは府民共通の願い。
- 京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し育ててきた。
- 今、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、協力しながら、施策と取組を推進していくことが必要。
- このような認識の下、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関係事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与。

条例の基本理念（第1条）

- 府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- 環境に及ぼす影響に配慮

府、食品関連事業者、府民の責務と役割（第2条～第4条）

府の責務

- 総合的かつ計画的な施策を策定し、実施

食品関連事業者の責務

- 食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に実施
- 知識と理解を深め、正確かつ適切な情報を提供

府民の役割

- 知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるための努力
- 施策への意見表明により、積極的な役割

基本的な施策 （第5条～第15条）

- 食の安心・安全行動計画の策定・公表
- 安全性向上への支援
- 情報の記録、提供等への支援
- 適正な事業活動への支援
- 適正な食品表示の確保
- 知識の普及、人材の育成
- 相互理解及び連携の促進
- 調査研究の推進
- 情報の収集及び提供
- 危機管理体制の整備

食品の安全性の確保措置 （第17条～第19条）

- 農林水産物に係る措置
- 遺伝子組換え食用作物に係る措置
- 緊急時の安全性調査

- 報告の徴収及び立入検査（第20条）
- 措置勧告、命令（第21条）
- 罰則（第27条～第29条）

府民参画の推進 （第22条～第24条）

- 施策に対する意見の反映
- 施策の提案
- 危害情報の申出

- 食の安心・安全審議会（第25条）

- 財政上の措置（第16条）

- 施行期日 平成18年4月1日

○ 京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）

（京都府食の安心・安全審議会）

第25条 この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 京都府食の安心・安全推進条例施行規則（平成18年京都府規則第6号）

（審議会の会長）

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（審議会の庶務）

第9条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

京都府食の安心・安全推進会議イメージ図

